

意見者番号	意見番号	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方	条例等への反映
1	1	条例全体 (前文、第3条、 第19条)	<p>(1) 要旨でも「より一層町民の付託に答え」とありますが、町民と議会にまだまだ大きな溝があるように感じられます。</p> <p>①条例案で定義している「町民」ですが、前文では「選挙権を持つ大人」の定義だと思いますが、第3条や第19条で使用している「町民」は「選挙権を持たない子ども等」も含まれていると思います。重要な「町民」の定義をもっと明確にして使い分ける必要があるのではないのでしょうか？。昨今は「選挙権を持たない外国人居住者」も増えています。本条例案ではこれらの住民も「町民」に含まれるのでしょうか？</p>	<p>前文の1行目にある「町民」は「選挙権を有する者」となるため3条以降の「町民」と定義が異なることから削除いたします。</p> <p>「町民」の定義は町が制定している寒川町自治基本条例第3条に規定している「町民」の定義と同様としています。</p> <p>(寒川町自治基本条例第3条)</p> <p>町民 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 町内に住み、働き、又は学ぶ者</p> <p>イ 町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体</p> <p>(自治基本条例解説)</p> <p>* 当町に住んでいる人はもちろんのこと仕事や就学のために当町に来ている人も含みますし、企業や、最近様々な分野で活動が目立つ民間非営利団体、その他様々な団体の多面的な参加によってまちづくりをしていこうということを表しています。この中には外国籍の人も含まれます。</p>	前文の「町民」を削除
1	2	前文 (逐条解説)	<p>(2) 条例案そのものではないですが、前文の【解説】の最後の行にある「・・・いずれかに該当するものをいいます。」の「もの」とは人のことですか？「もの」扱いは如何なものかと思えます。</p>	<p>この解説文では抽象的なものについて説明しており「もの」を使用することが適切と考えています。</p> <p>* 公用文等 (条例や規程) では、人や法人 (人格を有する者) は「者」を用います。</p>	なし
1	3	第3条 第7条	<p>(3) 第3条の(2)に「説明責任を果たすこと」とありますが、より具体的な定義を加えては如何でしょうか。国政でもそうですが、単なる「絵に描いた餅」にならないよう、何らかの具体的な説明方法、説明機会の定義もあった方が良くと思います。第7条では研修に関してより具体的な定義があるのですが、詳細定義が求められる「町民への説明責任」に関しての定義がこれだけなのではないのでしょうか？別途××で定義するが欲しいです。</p>	<p>この条例を制定するに当たり議員全員が自らを戒め、議員としての役割を果たすため、個々のできる範囲において町民に対して「説明責任」を果たすことを定義しています。</p> <p>具体的には党派や会派においてそれぞれ考え方や思想が違うため一概には定義することはできないと考えています。</p> <p>「絵に描いた餅」にならないよう議員一人ひとりが取り組む事項として規定させていただきます。</p>	なし
1	4	第12条	<p>(4) 第12条で「主権者教育を推進する」とありますが、これも具体的な教育として何があるのか、何らかの具体的な方策につながるようにしないと、美辞麗句で終わってしまうように思われます。別途××で定義するが欲しいです。</p>	<p>主権者教育を推進するに当たり様々な施策が考えられると思いますが、子どもたちが政治や社会のことに関心を持ち、それを「自分ごと」として考えた上で選挙などに主体的に参加する態度を養う教育を支援することを考えております。</p> <p>この条文は、町議会がそのような主権者教育を推進することについての決意を示したものです。</p> <p>そのため個別具体的な方策について定義することは考えておりませんが、事業を実施する際には、実施要綱等を適切に定め、取り組んでまいります。</p>	なし

意見者番号	意見番号	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方	条例等への反映
1	5	条例全体	(5) 本条例で「町議会が町民の付託に答えた活動」の定義ができると思いますが、その評価もぜひ行ってください。今回の条例案には、一般企業では当たりまえのPDCA サイクルをまわすとしたら、その評価がありません。町民目線で、議会活動や議員の評価をぜひ盛り込んで下さい。チェック機能を働かせてこそ、条例案が生きてくると思います。	議会及び議員の評価は選挙で評価されるものと考えています。また、議会ではまずは町民の方に議会活動を知ってもらうことが第一だと思っていますので評価等については今のところ考えていません。 PDCAサイクルについては議員の町に対する政策立案、政策提言をすることにより進めてまいります。	なし
2	6	条例全体	全体的に制定は遅ればせながら良い事と思う。住民のニーズや福祉に素早く応える事になると思う。	町民の方の意見をより一層聴くことにより、町政に反映できるよう議員一人ひとりが自覚を持って進めてまいります。	なし
2	7	条例全体	懸念事項として、議員の役目では、住民とのふれ合いによる苦情やニーズ把握は、党派を超えて行えるように、また、その内容を議員の活動報告に載せて、住民に知らせ、情報を共有化する必要があります。その際の活動報告費用(印刷代)は政務活動費で処理できるよう再検討しなくてはなりません。もちろん、党の機関紙的な活動報告は論外ですから何らかの歯止めや議会内での検証作業は不可欠となります。	議員の活動として町民の方との交流は重要な事と考えます。また、党派を超えて町民の意見掌握をすることは重要なことと思いますので、議員間さらには会派間での連携を進めてまいります。 政務活動費については公金としての位置付けから、詳細な用途基準表が定められているため慎重な対応が必要と考えています。	なし
2	8	第17条	国会で問題となっている政治倫理についての項目(第17条-2)では、絶対に不可欠な政治倫理規定を示し、必要な事項は議長が別途定めるのではなく、議会内に倫理規定検討部会で審議して定める、とすべき。	町議会では令和2年9月に寒川町議会議員が町民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、町民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とした「寒川町議会議員の政治倫理規程」を定めています。	なし

意見者番号	意見番号	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方	条例等への反映
2	9	第19条	第19条-3では多様な町民の意見を把握するのは当然ながら、具体的な把握方法や窓口の明確化を促したい。	町民の方の意見を把握するには様々な方法があると思います。コロナ禍以前には広く町民の応募を募り、ワールドカフェ方式による意見交換会も開催していました。今後も子どもから大人まで町民の方の意見を聴聞できる方法を考えてまいります。	なし
2	10	第20条	第20条では町長や執行部と対等で緊張感・・・は、議会でのやりとりには緊張感が感じられません。常に決まった文書の朗読に終始し、噛み合わない場合もあり、聞いていても真意が伝わりません。反問権の行使ができるようにするべきでは。	議会（議員）と町長及び執行部の間では常に緊張感を持ち対応することを心掛けており、今後もお互いに真意を述べるよう努めてまいります。なお反問権については令和2年2月に「寒川町議会反問権の行使に関する要綱」を制定しております。	なし
2	11	第7条 第9条	第7条は〔不要〕 ※議員は自らの主義・主張を持って選挙で勝利した者。条例の理念を浸透させる？ ◎議員に対して失礼ではないか、！！ 2※政策立案の能力等の向上のため議員研修の充実強化を図る？ ◎自己責任（能力）に於いて課題を研修することが責務ではないのか！！ 3※議会は、先進事例等の調査研究に努めなければならない？ ◎先進都市等の視察は不要 情報通信を活用する（第9条）ことが極めて重要？	1. 議員は選挙において様々な主義、主張を持ち、それに賛同された町民の方からの負託を受けて議員という職を全うしています。しかし議会活動及び議員活動を行う場合、この条例の理念を理解することが重要と考えます。「議員に対して失礼ではないか」ということですが、この条例案は議員が考え、案を策定したものです。 2. 議員が能力向上のため研修することは自己責任において必要な事であり、条例案では町議会として全議員が等しく研修を受け、議会としての能力を向上させることも目指しております。 3. デジタル化された近年においては、沖縄から北海道まで先進自治体の情報を入手することが可能となりました。しかし、実際に現地に行くことによりその自治体の地域性や環境を知ることや、視察事業の担当員からの説明で、インターネット上から得る情報以上のことが聞くことができます。さらには先進事業を取り入れるにあたり、寒川町としてそれらが正解なのかという答え合わせができる面も重要であると思います。 また、情報通信技術を活用することにより、議会活動を円滑かつ効率的に行うことを目指しています。タブレット端末を使用することにより会議資料のペーパーレス化を図り、さらには情報伝達の迅速化及び災害時対応等では情報通信技術の活用は重要なことと考えます。	なし

意見者番号	意見番号	条文の該当箇所	意見の内容	町議会の考え方	条例等への反映
3	12	第14条	<p>第14条 (3) 自らの議員活動について 町民に対する説明責任を果たすこと！！ ◎年4回の議会毎での議員活動について、町民へ自らの個別活動の報告会（説明責任）を義務付ける。 第19条の情報公開の徹底に資する。</p>	<p>第14条では議員が議会での表決について、その態度を説明できるようにすること、併せて議会活動全般について説明できるようにすることを定義しています。また、町民に対する説明責任（報告会等）については各議員においてその方法は様々であると思いますが、町議会としての対応は今後検討していきます。 議会の情報公開の徹底については、今後も議会だより等を通じて町民の方への情報提供を行っていきます。また、町議会と町民の方からの意見聴取の場も必要と考えますので、過去に開催したワールドカフェ方式の意見交換会も検討したいと思います。</p>	なし
3	13	第18条	<p>第18条 政務活動費 ◎特に、先進市等への視察は〔不要〕 先進市等への視察は、議員個人の課題を持って意欲的に取り組むことが適正である。</p>	<p>デジタル化された近年においては、沖縄から北海道まで先進自治体の情報を入手することが可能となりました。しかし、実際に現地に行くことによりその自治体の地域性や環境を知ることや、視察事業の担当員からの説明で、インターネット上から得る情報以上のことが聞くことができます。さらには先進事業を取り入れるにあたり、寒川町としてそれらが正解なのかという答え合わせができる面も重要であると思います。</p>	なし
4	14	第18条	<p>基本条例に追加してほしい項目 追加内容 1. 政務活動費の使用実績を公式ウェブサイトに情報開示 2. 領収書は5年間保存すること 理由 政治家に性善説を期待することはできない したがって町民の監視が必要 背景 どの党派も反対すると思いますが、 身内の監視体制では不十分</p>	<p>政務活動費については令和元年度から町議会ホームページで公開しております。また、領収書につきましては保存期間を5年間としております。</p>	なし